

第18節の2 技能実習

第1 在留資格の審査

1 技能実習制度

(1) 制度の概要

ア 制度の趣旨

技能実習制度は、開発途上国又は地域等の青壮年を一定期間受け入れ、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下本編において「技能等」という。）を修得、習熟又は熟達（以下本編において「修得等」という。）することを可能とし、当該青壮年が帰国後に我が国において修得等した技能等を活用することにより、当該国又は地域等の発展に寄与する「人づくり」に貢献する制度である。また、「研修」の在留資格も技能実習と同一の趣旨・目的を持つ制度である。

イ 制度の見直し

(ア) 平成21年の見直し

平成5年の研修・技能実習制度創設以来、研修生や技能実習生の受入れ機関の一部には、研修・技能実習制度の本来の目的を十分に理解せず、実質的に低賃金労働者として扱うなどの問題が指摘されたことを受けて平成21年7月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」において、新たな在留資格「技能実習」が創設され、入国1年目から、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されることとなるなど、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられてきた。

(イ) 平成28年の見直し

しかしながら、依然として制度の趣旨を理解することなく、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策と誤解して使うものが後を絶たず、その結果、労働関係法令の違反や人権侵害が生じている等の指摘がされる一方で、対象職種の拡大、実習期間の延長等の技能実習制度の拡充に関する要望も寄せられる状況にあった。

こうした状況の中、平成26年6月10日に第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会において「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」が取りまとめられ、制度見直しに係る基本的方向が示されるとともに、政府が同月24日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂2014」において、管理監督の在り方を抜本的に見直し、その体制の強化を図ること、併せて、優良な団体に限って、実習期間の延長等の拡充をするほか、平成27年度中の新制度への移行を目指すとの方針が示された。

法務省及び厚生労働省は、同年11月、制度見直しに向けて、各界から広く意見を募り、具体的な方策を検討するため、学識経験者や関係団体（経済団体や労働団体）等の有識者で構成する「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」を設けたところ、同懇談会においては、平成27年1月30日、①技能等の修得等・移転の確保、②監理団体及び実習実施機関の適正化、③人権侵

害等の防止及び対策、④送出し機関の適正化、⑤実習期間の延長又は再実習、⑥受入れ人数枠の見直し、⑦対象職種の拡大等の各項目について、制度見直しの具体的方策として報告書が取りまとめられた。

これらに基づき、法務省及び厚生労働省は、平成27年3月6日、第189回国会において「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を提出し、平成28年11月18日に可決・成立した（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）。また、平成29年1月、外国人技能実習機構（以下本編において「機構」という。）が設立、同年4月に関係政省令が公布され、同年11月1日、技能実習法の施行となった。

（ウ）技能実習法の概要

技能実習法施行前は、監理団体及び実習実施者の体制や技能実習計画の適正性などの技能実習に係る要件については、入管法令で在留資格「技能実習」の基準として規定し、入国管理局が各技能実習生に係る在留諸申請の審査の中でこれを確認してきたところ、技能実習法に基づく技能実習制度では、入管法令にあったこれらの技能実習に係る固有の要件を技能実習法令に規定した。技能実習は、外国人の出入国管理行政と技能等の修得等という人材開発行政が密接に関わるものであるところ、法務省は外国人の出入国及び在留管理を所掌する立場から、厚生労働省は人材開発及びその能力の向上を所掌する立場から、それぞれの知見を活かしていくことが適切であるため、法務省及び厚生労働省の両省による共管としたものである。

また、技能実習法の規定に基づき設立された認可法人である機構は、監理団体の許可に関する調査、技能実習計画の認定、監理団体や実習実施者に対する実地検査などの事務を行う。

出入国在留管理庁は、入管法を所管する立場として在留資格「技能実習」に係る在留諸申請に係る審査を行うほか、技能実習法を所管する立場として共管である厚生労働省人材開発統括官とともに、監理団体の許可、監理団体や実習実施者に対する立入検査、監理団体や実習実施者に対する改善命令、監理団体の許可や認定計画の取消しなどの事務を行う。

ウ 他の就労資格との違い

これらのことから、「技能実習」の在留資格については、外国人本人に係る要件、受け入れる監理団体や実習実施者に係る要件、講習に係る要件、送出機関や受け入れる機関・役員等に係る不適合条項などの要件が、入管法令ではなく、技能実習法令で定められており、その内容からも、他の就労の在留資格とは異なる受入れの形態となっている。

（2）技能実習の形態

ア 企業単独型と団体監理型

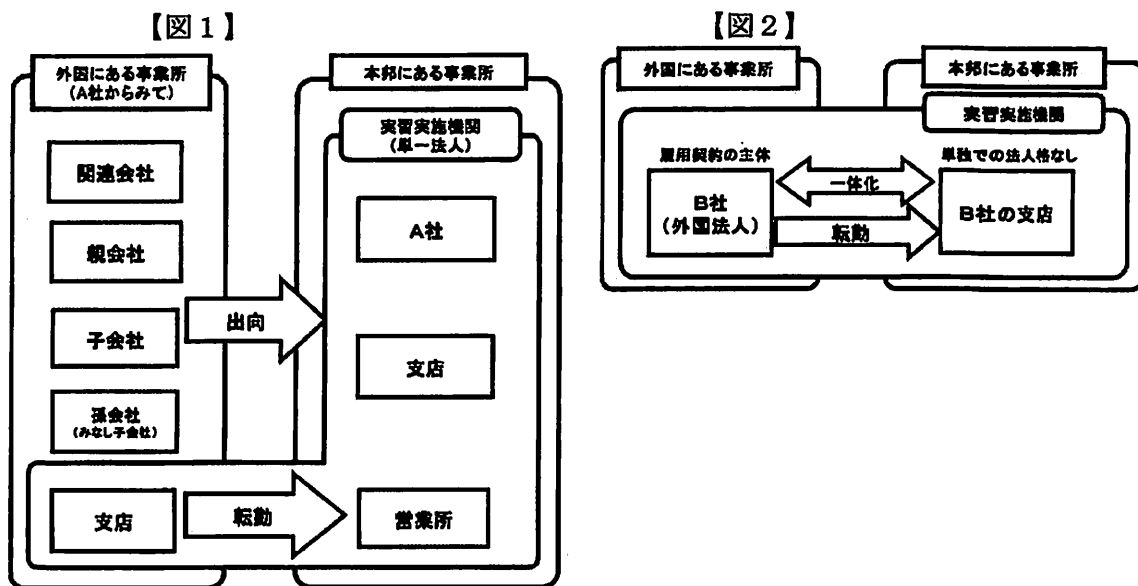
（ア）企業単独型

企業単独型技能実習とは、本邦の公私の機関（実習実施者）の外国にある事業所の職員である外国人又は本邦の公私の機関と技能実習法の下位省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人が、技能等の修得等をするため、これらの本邦の公私の機関により受け入れられて必要な講習

を受けること及び当該機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。

この「本邦の公私の機関の外国にある事業所」とは、「企業内転勤」として職員を本邦に転勤させることができる外国の事業所の範囲と同じである（図1及び2並びに第16節第1を参照）。なお、ここにいう「公私の機関」については、実際には民間企業が大半となっている（後記（イ）についても同じ。）。

「企業内転勤」と企業単独型技能実習の在留資格は、あらかじめ本邦での活動の期間を定める点、申請人が所属する外国の事業所の範囲の点で類似しているが、前者が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に対応する活動に限られているのに対し、後者が技能等の修得等をする活動であるという点が大きく異なっている。



(イ) 団体監理型

団体監理型技能実習とは、外国人が、技能等を修得等するため、本邦の営利を目的としない法人（監理団体）により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関（実習実施者）との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。

団体監理型の技能実習生受入れにおいて監理団体による「実習監理」が要件とされているのは、単独では技能実習生を受け入れることができない中小の企業等について、技能実習生の受入れによる国際貢献の途を開くため、一定の公的性格を有する監理団体が、技能実習の実施を「実習監理」することにより中小の実習実施者の技能実習実施能力を補完して、技能実習が適正に行われることを目的としたためである。この「監理」とは、実習実施者において、技能実習計画に基づいて技能実習が適正に実施されているかどうかについて、その実施状況を確認し、適切な実施を指導することをいう。

イ 在留資格の種類

(ア) 技能実習1号

「技能実習1号」は、機構が認定した第1号技能実習計画に基づき技能等を修得する活動を行うとともに、一定の講習を受けることが義務付けられており、「技能実習1号」の活動の終了時の目標として、当該技能実習計画において、技能検定基礎級若しくはこれに相当する技能実習評価試験に合格すること又は修得すべき技能等を要する具体的な業務ができるようになること等を掲げるものである。

(イ) 技能実習2号

「技能実習2号」は、「技能実習1号」の活動を終了した者が、第1号技能実習計画において目標として定めた技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験に合格した後に、「技能実習1号」の活動を行った実習実施者において、更に実践的な技能等に習熟するための活動を行うとともに、「技能実習2号」の活動の終了時の目標として、第2号技能実習計画において、技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格することを掲げるものである。

なお、機構において第2号技能実習計画の認定を受けるためには、技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験に合格していることが要件とされているところ、第2号技能実習計画の認定を受けることができる職種及び作業は、当該検定又は試験が整備され、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「技能実習法施行規則」という。）の別表第2に掲げられたものに限定されている。これに対し、第1号技能実習計画の認定については、第2号技能実習計画の認定の場合とは異なり、技能実習法施行規則の別表第2に掲げられたものに限定されない。

(ウ) 技能実習3号

「技能実習3号」は、「技能実習2号」の活動を終了した者が、第2号技能実習計画において定めた技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格した上で、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たす実習実施者（以下本編において「優良な実習実施者」という。）において、かつ団体監理型にあっては一般監理事業の許可を受けた監理団体の監理の下で、技能等に熟達するための活動を行うとともに、「技能実習3号」の活動の終了時の目標として、第3号技能実習計画において、技能検定2級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格することを掲げるものである。

なお、技能実習生が「技能実習3号」の活動を行う実習実施者については、「技能実習2号」と異なり、優良な実習実施者であることが要件とされているのみで、技能実習生の希望により実習先を変更して「技能実習3号」の活動を行うことを妨げない。

(3) 他の在留資格との関係

ア 「研修」

「研修」は、本邦の公私の機関に受け入れられて技能等を修得する活動に従事するものである点において「技能実習」と同様であるが、雇用関係が存しないことに大きな違いがある。また、実務を伴う作業に従事する場合は、雇用契約に基づいて、「技能実習」の在留資格で受け入れられることが原則であるが、「研修」の在留資格に係

る上陸基準省令第5号のイからチまでの規定のいずれかに適合するときは、同在留資格によることとなる。

なお、雇用契約に基づかず、かつ実務を伴わない技能等を修得する活動は、「研修」の在留資格に該当する。

イ 「短期滞在」

収入を伴う事業を運営し又は報酬を得る活動をする事のない短期間の滞在を目的とする場合であって、かつ技能等を修得する活動の内容が実務研修を伴わないものについては「短期滞在」の在留資格を決定することとなる。

なお、実務を伴う技能等の修得活動の場合は、公的機関に受け入れられるものについては「研修」の在留資格、それ以外の機関で受け入れられるものについては雇用契約に基づいて「技能実習」の在留資格で受け入れられることが原則である。

(4) 関係法令、要領等

ア 入管法

イ 入管法施行規則

ウ 上陸基準省令

エ 技能実習法

オ 技能実習法施行令

カ 技能実習法施行規則

キ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針（技能実習法第7条第1項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣（以下「主務大臣」という。）が公示したもの）

ク 技能実習制度運用要領～関係者の皆様へ～

ケ 特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領

※ 「自動車整備職種の自動車整備作業」、「漁船漁業及び養殖業職種に属する作業」、「介護職種」及び「建設関係職種」の4種類が制定されている。

2 該当範囲

(1) 技能実習1号イ

技能実習法第8条第1項の認定（注）を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第2項第1号に規定する第1号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動

(2) 技能実習1号ロ

技能実習法第8条第1項の認定（注）を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第4項第1号に規定する第1号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動

(3) 技能実習2号イ

技能実習法第8条第1項の認定（注）を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

(4) 技能実習2号ロ

技能実習法第8条第1項の認定（注）を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

(5) 技能実習3号イ

技能実習法第8条第1項の認定（注）を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第2項第3号に規定する第3号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

(6) 技能実習3号ロ

技能実習法第8条第1項の認定（注）を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第4項第3号に規定する第3号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

（注）技能実習法第11条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。

(7) 用語の意義

ア 「技能実習法第8条第1項の認定」とは、技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人が、技能実習生ごとに、技能実習計画を作成し、これを機構に提出して、その技能実習計画が適当である旨の認定（以下「実習認定」という。）を受けることをいう。

イ 「技能実習法第11条第1項の規定による変更の認定」とは、実習認定を受けた技能実習計画の内容について事後に変更（技能実習の目標の変更、職種及び作業に係るものの変更、認定計画に従った技能実習の実施に実質的な影響を与える変更）をしようとする場合に、機構から技能実習計画の変更認定を受けることをいう。

ウ 「講習」とは、本邦に入国した後の一定期間、「日本語」、「本邦での生活一般に関する知識」、「法的保護に必要な情報」、「本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」の各科目について、いわゆる「座学」により実施されるものである（技能実習法施行規則第10条第2項第7号）。

エ 「技能等に係る業務」とは、当該技能等の修得のために要する業務として認定計画に記載された技能実習の内容に係る業務をいう。

3 上陸基準

(1) 本文

本邦において行おうとする活動に係る技能実習計画（技能実習法第8条第1項に規定する技能実習計画をいう。）について、同項の認定がされていること。

(2) 要件の内容

上陸基準に適合するためには、申請人に対して技能実習を行わせることとなる雇用主が、機構から実習認定を受けていることが必要である。

4 審査のポイント

(1) 在留資格認定証明書交付申請時

ア 申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「技能実習」であることを確認する。

イ 申請書の技能実習計画欄及び立証資料（技能実習計画認定通知書等）により、在留資格該当性及び上陸基準第1号の適合性を確認する。

ウ 申請書の過去の出入国歴について電算上の出入国歴と異なる事実がないことを確認

する。

【留意事項】

後記第2の2(3)ア(ア)のとおり、当該実習実施者等の所在地を管轄する機構の地方事務所・支所（以下「機構の地方事務所等」という。）に対し、当該事実について情報提供を行うこととし、機構において技能実習計画の認定を維持するか否かを判断することから、当該結果に基づいて、当該申請に対する許否を判断する。

(2) 在留期間更新許可申請時

- ア 申請書の技能実習計画欄及び立証資料により、「技能実習」の在留資格に係る活動を継続するものであることを確認する。
- イ 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、納税義務を履行していることを確認する。なお、在留期間が1年に満たない等の理由により、当該証明書の提出が困難である場合にあっては、これらの証明書の代替となる資料は求めないこととして差し支えない。
- ウ 申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討する。
- エ 刑事処分を受けた者については、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討する。
- オ 従前の許可に係る在留諸申請時に提出を受けた技能実習計画認定通知書の写しに記載されている実習実施者と異なる場合には、新たな実習実施者を名宛人とする技能実習計画認定通知書の写しの提出を求めることが必要となるほか、従前の実習実施者に変更がない場合であっても、従前の技能実習計画の内容と異なることが明らかである場合にあっては、技能実習計画が変更されていることを証する文書として、技能実習計画変更認定通知書及び変更認定の申請書の写しの提出を求め、技能実習計画に基づき、「技能実習」の在留資格に係る活動を行うものであることを確認する。

(3) 在留資格変更許可申請時

- ア 申請書の技能実習計画欄及び立証資料（技能実習計画認定通知書等）により、「技能実習」の在留資格に係る活動を行うものであることを確認する。
- イ 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、前段階の技能実習の在留時に納税義務を履行していることを確認する。なお、在留期間が1年に満たない等の理由により、当該証明書の提出が困難である場合にあっては、これらの証明書の代替となる資料は求めないこととして差し支えない。
- ウ 申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討する。
- エ 刑事処分を受けた者については、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討する。

【留意事項】

次段階の技能実習に係る在留資格変更許可申請を行うに際しては、次段階の技能実習計画の認定を受けていることが前提となるため、当該技能実習計画に係る技能実習計画認定通知書の写し及び技能実習計画認定申請書の写しの提出がない場合にあつては、原則として、特例期間を発生させることなく、従前の在留資格の在留期間内に変更不許可処分とする。

(4) 一時帰国の期間の確認

ア 一時帰国の要件

「技能実習3号」に係る申請である場合、

- ① 第2号技能実習の終了後、第3号技能実習を開始する前に1か月以上本国に一時帰国すること

又は

- ② 第2号技能実習の終了後引き続き第3号技能実習を開始してから1年以内に技能実習を休止して1か月以上1年未満の期間一時帰国すること

が技能実習計画の認定基準とされている（技能実習法施行規則第10条第2項第3号ト）ことから、在留諸申請の交付・許可に際しては、この期間が確保されるよう、留意する。

機構における技能実習計画の認定の審査の際には、1か月以上帰国する予定であることを確認した上で技能実習計画の認定がされる所、上記①の場合、技能実習生は、当該認定後に技能実習3号への在留資格変更許可申請中の特例期間を活用して、みなし再入国許可により、本国へ1か月以上の帰国を行うこととなるため、申請人が本国への一時帰国を終了して再入国した後、速やかに許否の通知をすることが可能となるよう、申請人が一時帰国のために本邦を出国している間に、一時帰国以外の各要件の審査を実施するなど、効率的な審査を心掛けなければならない。また、上記②の場合には、技能実習生は、技能実習3号に係る許可を受けて第3号技能実習を開始した後1年以内に1か月以上1年未満の帰国を行うこととなる。

なお、1か月以上一時帰国しない場合には、当該基準を満たさなかったこととなり、技能実習法上、実習認定の取消事由にも該当し、実質的に技能実習3号の在留資格該当性を満たさないものとなり得ることから、当該申請人に係る再入国情報に留意して審査を行う。

イ 出入国記録の確認及び機構への情報提供

一時帰国後初回の在留諸申請においては、技能実習生の出入国記録を確認し、第3号技能実習計画に記載されたとおりに申請人が一時帰国しているか否かを確認し、実際の出入国歴が主務省令で定める一時帰国の要件に適合しないことが判明し

た場合は、後記第2の2(3)ア(イ)に従って、機構に対して確実に情報提供を行い、機構において当該計画の認定を維持するか否かを判断することから、当該結果に基づいて、当該申請に対する許否を判断する。また、技能実習3号に係る在留資格認定証明書交付申請については、本人の帰国から1か月以上経過していなくとも、在留資格認定証明書を郵送する期間や査証取得の手續に要する期間等を勘案して、本国への帰国期間が20日以上経過していることをもって、1か月以上経過している旨判断することとして差し支えない。

(5) 技能実習計画認定通知書の記載事項に誤りが認められる場合の対応

ア 技能実習計画認定通知書の記載事項の誤りが技能実習計画の内容に影響が及ばない場合

氏名、住所又は電話番号等の記載内容が一文字程度異なっているなど、在留関係申請書類に照らして、明らかに単純な誤記であると判断される場合は、技能実習計画の内容に影響が及ばない誤りとして、機構の地方事務所等に対して適宜の方法(電話や連絡書(参考様式)によるFAX、メール等)で確認を行う。

その結果、当該記載が誤りであることが確認できた場合は、技能実習計画認定通知書の写しの当該誤記部分を二重線で削除し、正しい記載に訂正の上、当該箇所の付近に「機構〇〇地方事務所(支所)に確認済み」(〇〇には地方事務所・支所名を記載)と記載し、入国審査官認証印を押印する。

なお、機構においては、実習実施者から機構に対し訂正依頼があった場合で、技能実習計画の内容に影響が及ばない誤記については、技能実習計画認定通知書を訂正の上、訂正箇所に訂正印を押印する対応をとるため、そのような訂正がされた技能実習計画認定通知書の写しをもって在留諸申請がされた場合にあつては、機構に対して当該訂正についての事実関係を確認することなく、審査を行う。

イ 技能実習計画認定通知書の記載事項の誤りが技能実習計画の内容に影響が及ぶ場合

(ア) 実習実施者の責に帰すべき事情が認められる場合

① 立証資料や電話等により事実確認を行った結果、技能実習計画認定通知書の記載誤りについて実習実施者の責に帰すべき事情が認められた場合は、実習実施者に対し、以下の点を案内する。

○ 技能実習計画の変更内容に応じて、技能実習法第11条第1項に基づく技能実習計画変更認定申請書(以下「変更認定申請書」という。)又は技能実習法施行規則第17条に基づく技能実習計画軽微変更届出書(以下「軽微変更届出書」という。)を技能実習計画認定通知書の交付を受けた機構の地方事務所等に提出すること。

○ 当該手続を行った場合には、速やかに技能実習計画変更認定通知書(以下「変更通知書」という。)の写し及び変更認定申請書の写し又は軽微変更届出書の写し(機構の受領印が押印されたもの)を提出すること

※ 実習実施者が軽微変更届出書を機構の地方事務所等に郵送する場合には、機構の受領印が押印された軽微変更届出書の写しを地方出入国在留管理官署に後日提出する必要があることから、返信用封筒を同封するよ

う案内すること。

② 後日、実習実施者から提出された変更通知書の写し及び変更認定申請書の写し又は軽微変更届出書の写しに基づき審査を行う。

③ なお、入国・在留審査において提出された申請書の技能実習期間が、技能実習計画認定通知書に記載された技能実習の期間よりも短い場合については、上記①の案内を行うことなく、申請者の希望する期間に合わせて在留期間を決定し、技能実習終了時までに技能実習実施困難時届出書を機構に提出するよう案内する。

※ 入国・在留審査において提出された申請書に記載された技能実習期間が、技能実習計画認定通知書に記載された技能実習の期間よりも長い場合については、上記①のとおり、機構の地方事務所等に対し変更認定申請書を提出するよう案内し、実習実施者から提出された変更通知書の写し及び変更認定申請書の写しに基づき審査を行う。

(イ) 実習実施者の責に帰すべき事情が認められない場合

① 立証資料や電話等により事実確認を行った結果、認定通知書の記載誤りについて実習実施者の責に帰すべき事情が認められない場合は、誤りがあると認められる事項について、連絡書（参考様式）により、速やかに機構の地方事務所等に連絡を行う。

※ 緊急を要する場合は、電話連絡でも差し支えないが、その場合であっても、連絡書は事後送付する。

② 機構から送付される技能実習計画認定通知書の写しに基づいて審査を行い、審査終了後、同写しを申請記録に編てつする。

※ 緊急を要する場合は、電話連絡による確認により審査を行っても差し支えないが、その場合であっても、後日機構から技能実習計画認定通知書の写しが送付されるので、同写しを申請記録に編てつする。

5 立証資料

(1) 在留資格認定証明書交付申請時

要件	立証資料
該当範囲	次の資料により立証する。 ① 申請書 ② 技能実習計画認定通知書写し ③ 技能実習計画認定申請書写し

(2) 在留期間更新許可申請時

要件	立証資料
該当範囲	次の資料により立証する。 ① 申請書 ② 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書

(3) 在留資格変更許可申請時

要件	立証資料
該当範囲	次の資料により立証する。 ① 申請書 ② 技能実習計画認定通知書写し ③ 技能実習計画認定申請書写し ④ 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書

6 在留期間

(1) 技能実習1号

技能実習の期間を下回らない範囲で、当該期間に応じて、4月から1年までのいずれかの在留期間を決定する。

(2) 技能実習2号

技能実習の期間を下回らない範囲で、当該期間に応じて、4月から1年までのいずれかの在留期間を決定する。

(3) 技能実習3号

ア 第2号技能実習終了後、第3号技能実習を開始する前に、1か月以上一時帰国した場合

技能実習の期間を下回らない範囲で、当該期間に応じて、「4月」から「1年」までのいずれかの在留期間を決定する。

イ 第3号技能実習へ移行後、1年以内に一時帰国を予定する場合

(ア) 初回の在留資格決定時

a 3か月以下の一時帰国を行うことを予定している場合にあっては、技能実習の期間及び予定する一時帰国の期間を踏まえて、技能実習の期間を下回らない範囲で、かつ技能実習の期間が1年以内となるよう当該期間に応じて、4月から1年3月までの在留期間を決定する。

b 3か月を超える一時帰国を行うことを予定している場合にあっては、予定する一時帰国を行うまでの技能実習の期間を踏まえて、当該期間を下回らない範囲で4月から1年までの在留期間を決定する。

(イ) 一時帰国を終えた後の在留資格決定時又は在留期間更新許可時

残余の技能実習の期間及び実際に一時帰国した期間を踏まえて、4月から1年の在留期間を決定する。

(参考1) 第3号技能実習移行後1年以内に、1か月以上1年未満の期間、一時帰国を行うことを予定している技能実習生について、技能実習3号における初回の在留資格の決定時の在留期間の例

一時帰国の時期・期間	決定する在留期間
一時帰国の予定期間が3か月以下の場合	一時帰国の予定期間と第3号技能実習の期間を合わせた期間が1年を超えるとき 一時帰国の予定期間に応じて、「1年1月」から「1年3月」までのいずれかの在留期間を決定する。 例：第3号技能実習を開始して5か月後に

		40日間一時帰国する技能実習計画が認定されている場合、在留期間は「1年2月」を決定する。
	一時帰国の予定期間と第3号技能実習の期間を合わせた期間が1年以下のとき	第3号技能実習の期間に一時帰国の予定期間を加算した期間を下回らない範囲で在留期間を決定する。 例：第3号技能実習を開始して5か月後に40日間一時帰国し、引き続き3か月間第3号技能実習（第3号技能実習の期間は合計8か月）を行おうとする技能実習計画が認定されている場合、在留期間は「10月」を決定する。
	一時帰国の予定期間が3か月を超える場合	第3号技能実習開始から予定されている一時帰国を行うまでの技能実習の期間に応じて、「4月」から「1年」までのいずれかの在留期間を決定する。 例：第3号技能実習を開始して5か月後から100日間一時帰国する技能実習計画が認定されている場合、在留期間は「5月」を決定する。

(参考2) 第3号技能実習移行後1年以内に、一時帰国の予定期間を3か月以下として在留資格変更許可を受けた技能実習生について、技能実習3号における一時帰国を終えた後の在留資格決定時又は在留期間更新許可申請時の在留期間の例

実際の一時帰国の期間	決定する在留期間
在留資格変更許可申請時に予定していた一時帰国期間と同一、又は短い期間帰国した場合	技能実習の期間を下回らない範囲で、当該期間に応じて、「4月」から「1年」までのいずれかの在留期間を決定する。
在留資格変更許可申請時に予定していた一時帰国期間より、一時帰国した期間が長い場合で、かつ残余の技能実習の期間が1年以内である場合	技能実習の残余期間を下回らない範囲で、「4月」から「1年」までのいずれかの在留期間を決定する。 例：第3号技能実習の期間を1年8月として技能実習計画が認定されており、40日間一時帰国する予定として「1年2月」の在留期間を決定された者が、実際には70日間一時帰国した場合、初回の在留期間更新許可申請時の在

<p>在留資格変更許可申請時に予定していた一時帰国期間より、一時帰国した期間が長い場合で、かつ残余の技能実習の期間が1年を超える場合</p>	<p>留期間は「9月」を決定する。</p> <p>次回在留期間更新許可時に「4月」以上の在留期間を付与すること、及び技能実習の残余の期間を踏まえ、「4月」から「1年」までのいずれかの在留期間を決定する。</p> <p>例1：第3号技能実習の期間を2年として技能実習計画が認定されており、40日間一時帰国する予定として「1年2月」の在留期間を決定された者が、実際には70日間一時帰国した場合、初回の在留期間更新許可申請時の在留期間は「9月」を決定し、2回目の在留期間更新許可時に「4月」の在留期間を決定する。</p> <p>例2：第3号技能実習の期間を2年として技能実習計画が認定されており、40日間一時帰国する予定として「1年2月」の在留期間を決定された者が、実際には200日間一時帰国した場合、初回の在留期間更新許可申請時の在留期間は「1年」を決定し、2回目の在留期間更新許可時に「5月」の在留期間を決定する。</p>
--	--

(注) 1 技能実習の期間とは、技能実習計画認定通知書の4欄に記載された期間を指すものであって、在留諸申請においては技能実習の延べ期間から既に技能実習を実施した期間を差し引いた期間を基に在留期間を決定する必要がある。

しかしながら、機構から実習認定を受けた後に技能実習の開始時期や一時帰国予定期間に変更が生じている場合、申請書には、変更後の実際の予定期間が記載されることから、技能実習の期間と相違する場所があるところ、その場合、申請書に記載された技能実習期間を在留期間の決定の基となる技能実習の期間とみなすとともに、必要に応じて軽微変更届出書の提出の有無や技能実習の期間が変更した事由等を申請者に確認する。

- 2 技能実習の期間が3月以下であっても、中長期在留者から除外されないことがないよう、4月を決定する。
- 3 施行規則上、技能実習1号は、1年を超えない範囲内で、技能実習2号及び3号は、2年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間となっているところ、月又は年単位で技能実習の期間を下回らないよう在留期間を決定する。
- 4 第1号技能実習の期間は1年以内、第2号技能実習及び第3号技能実習の期間はそれぞれ2年以内とされている（技能実習法第9条第3号）。技能実習2号について

て、1年1月から2年の在留期間については、当分の間、決定しない。また、技能実習3号について、1年4月から2年の在留期間については、当分の間、決定しない。

- 5 第1号技能実習の期間は1年以内、第2号技能実習及び第3号技能実習の期間はそれぞれ2年以内とされている（技能実習法第9条第3号）ことから、在留期間の決定に当たっては、認定を受けた技能実習計画上の技能実習の期間を勘案して在留期間を調整し、同期間を1か月以上超えない範囲で在留期間を付与する。

また、在留期間内であっても、認定を受けた技能実習計画上の技能実習の期間を超えて、技能実習を行った場合（特例期間中の活動を含む。）にあっては、資格外活動となり得ることから、技能実習の活動は技能実習計画に記載された技能実習の期間内とするよう指導する。

- 6 「7 諸申請（2）在留期間の満了日までに技能実習計画の認定を受けることが困難な技能実習生に係る在留諸申請の取扱い」に定める、「特定活動」（就労可）への在留資格変更許可を受けた者については、技能実習の上限期間から「特定活動」（就労可）により在留していた期間を差し引くこととなるので留意すること。

- 7 入管法上の届出義務の履行に関する取扱いについて

申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行していないものであって、かつ技能実習の予定期間が6月以上のものについては、「6月」を決定する。

- (1) 届出期間経過後に届出義務を履行した場合の在留期間

ア 当局の指導により届出義務を履行した場合

決定する在留期間は「履行していないもの」として取り扱った在留期間とする。

イ 当局の指導によることなく自ら届出義務を履行した場合

決定する在留期間は「履行したもの」として取り扱った在留期間とする。

- (2) 現に届出義務を履行していないことが判明した場合の取扱い

履行を指導し、その履行を待つて処分する。なお、在留期間については(1)アのとおり。

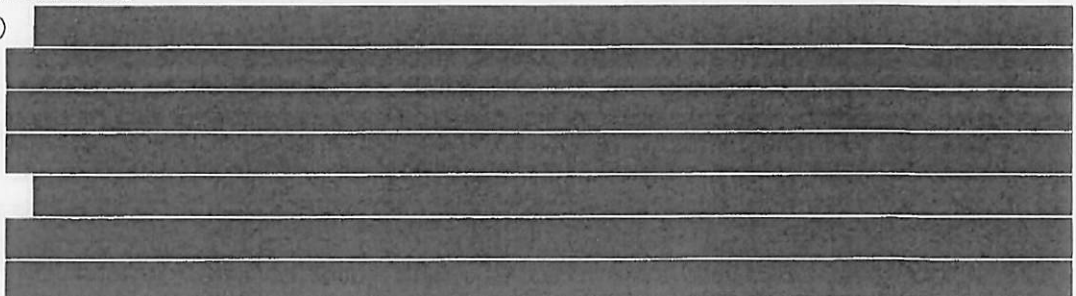
7 諸申請

- (1) 「技能実習」以外の在留資格への変更許可申請

身分関係の成立又は出国準備を理由とする場合以外は原則として在留資格の変更を認めない。

【留意事項】

①



- ② 技能実習生は技能実習終了後直ちに帰国し、技能実習により修得等した技能等をそれぞれの国において活かし、母国の経済発展に貢献することが期待されているものであり、技能実習終了後、引き続き我が国の企業等で就労することは原則として認められない。

ただし、技能実習生からの「特定技能」の在留資格への変更申請については、「特定技能1号」では在留できる期間の上限を5年としており、当該期間を経過した後は帰国し、技能実習により修得等した技能等をそれぞれの国において活かし、母国の経済発展に貢献することが期待されること、また、「特定技能2号」では技能実習に基づく活動により本邦において修得等した技能等の本国への移転に努めるものと認められることとの基準を設けていることから、技能実習終了後、引き続き我が国の企業等で就労することを認める。

- ③ 他の就労資格（「特定技能」を除く。）への変更申請があった場合、下記のとおりとする。

ただし、元技能実習生である特定技能外国人からの申請については、下記のとおりとせず、これまでの在留状況や申請に係る在留資格該当性、上陸基準適合性等に特段の疑義がなければ、原則として許可・交付処分とし得ることを念頭において審査する。

a 技能実習制度の趣旨に反していないことの確認

「技能移転」の方法について、例えば技能実習生のうち特に優秀だった者が、所属していた監理団体や実習実施者において、技能実習によって修得した技能等を活用して、在籍する技能実習生を指導等する業務に従事することや、技能実習生の入国後の講習などの場において、技能実習により修得した技能等に関する講師を務めることなどの活動は、技能実習制度の趣旨に沿うものであると認められる。

このことから、申請に係る活動が、原則として以下の要件の全てを満たしている場合は、技能実習制度の趣旨に合致しているものとして個別に判断する。

- (a) 契約機関等の事業内容が、監理団体や実習実施者などの技能実習生の受入れに関するものであること。
- (b) 技能実習時に修得した技能等について、本国からの技能実習生に対する指導等を行い、申請人が技能移転等、母国の経済発展の貢献に資する活動を行うものと認められること。
- (c) 申請人がN2相当以上の日本語能力を有すると認められること。
- (d) 就業場所における技能実習生の在籍数等からみて、十分な業務量が確保されていると認められ、技能実習生と同様の作業を行うものではないことが明らかであること。
- (e) 申請人が技能実習計画上の到達目標を達成していること。

b 技能実習に係る申請時の申告内容が変更されたことの確認

技能実習に係る申請時には、本国での復職予定等を申告しているところ、技能実習から他の在留資格への変更申請に及ぶ場合等、これら当初申告していた予定が変

更されたことになるが、その理由を説明させ、当初の入国目的を偽ったものではないと認められる場合は、申請内容の信ぴょう性に疑義があるとは評価しない。

例えば、当初は予定どおり帰国し復職するつもりであったが、所属機関からの勧誘により、本邦において就職し、技能実習に係る業務に従事することとなった等の経緯を確認する。

- ④ 技能実習生から「介護」への在留資格変更許可申請があった場合は、上記③にかかわらず、第16節の2第1の4(1)に基づき審査する。
- (2) 在留期間の満了日までに技能実習計画の認定を受けることが困難な技能実習生に係る在留諸申請の取扱い

在留期間の満了日までに機構から技能実習計画の認定(技能実習法第11条第1項の規定による認定を含む。以下同じ。)を受けることができない技能実習生について、技能実習生の責めに帰すべき事由によらず、在留期間の満了日までに当該認定を受けることができない場合は、当該技能実習生の安定的な在留の確保に配慮し、「特定活動」への在留資格変更許可を受けることが可能である(詳細については、第26節第2の11を参照すること。)

- (3) 資格外活動許可申請

技能実習生からの資格外活動許可は、技能実習に専念させる趣旨から原則認めない。ただし、例外として以下のとおり取り扱う。

ア 大規模な自然災害の発生に伴い、技能実習を行うに当たっての環境を復旧する場合個別に資格外活動を許可する(詳細については、第10編第2章第2節第2の13(1)を参照すること。)

イ 自己の責めに帰すべき事由なく在留期間の満了日までに機構から技能実習計画の認定を受けることができない技能実習生であって、技能実習を行う実習実施者が決まっておらず、かつ、「技能実習」の在留期間が残っている場合

申請人から、生活費等を確保する必要があるとして、資格外活動許可申請が行われた場合には、包括的に資格外活動を許可して差し支えない(詳細については、第26節第2の11(3)ウ(オ)を参照すること。)

- (4) 技能実習の在留資格認定証明書交付申請に係る代理人

企業単独型技能実習(技能実習1号イ、2号イ又は3号イ)に係る代理人については、入管法施行規則別表第4の「技能実習」の項の下欄第1号において「企業単独型実習実施者の職員」とされているところ、本社又は技能実習を実施する事業所のいずれの職員も上記代理人に当たる。

- (5) 技能実習を終了し、帰国後間もなくされた在留資格認定証明書交付申請

上記(1)③と同様に取り扱う。

第2 応用・資料編

1 技能実習法上の主務大臣の職員として行う業務

地方出入国在留管理官署の職員が技能実習法上の主務大臣の職員として行う業務としては、以下の事項が挙げられるところ、当該業務の取扱いについては、別途定める技能実習

法上の主務大臣の職員の業務の運営に関する留意事項を参照する。

- (1) 立入検査
- (2) 申告の受理
- (3) 行政手続法上の不利益処分に関する手続

2 機構との情報連携

(1) 情報連携の趣旨

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関し適切な運用を図るため、機構と当局との間には、技能実習法及び入管法の業務上の必要な情報連携に関する取組を講ずることとしているところ、当局における必要な情報連携に関する取扱いは、令和4年7月29日付け入管庁管第2727号「地方出入国在留管理局と外国人技能実習機構との間の情報連携について（通達）」に基づき、以下のとおり運用する。

(2) 地方局内における体制

地方局内における技能実習生等に係る情報を適切に把握し活用する体制を構築するため、技能実習担当審査部門、その他の審査部門、審判部門及び警備部門が把握した情報を一元的に技能実習担当審査部門に集約し、技能実習担当審査部門において、必要な事実関係の調査等を実施した上で、後記(3)に定める方法により、機構への情報提供を行う。

なお、地方局の技能実習担当審査部門が行う機構への情報提供については、技能実習担当審査部門に代わって、事案に応じて、適宜管下出張所が情報提供を行うこととしても差し支えない。ただし、管下出張所が機構に情報提供を行う場合にあっては、管轄する地方局の技能実習担当審査部門に対し、提供した内容等について報告を行うなど、情報の共有を行うこととする。

(3) 機構に提供する情報及び提供方法

ア 技能実習担当審査部門において把握すべき情報

- (ア) 在留資格「技能実習」に係る在留諸申請の審査において、過去に在留資格「研修」又は在留資格「技能実習」での出入国歴を有するにもかかわらず、申請書類に当該経歴（過去の在留資格認定証明書交付申請時の不交付歴を含む。）を記載していない外国人を把握した場合は、別記第31号様式により、機構に対し情報提供する。
- (イ) 在留資格「技能実習3号」に係る在留諸申請の審査において、実際の出入国歴が、主務省令で定める一時帰国の要件に適合しない外国人を把握した場合は、別記第32号様式により、機構に対し情報提供する。
- (ウ) 在留資格「技能実習」に係る在留諸申請の審査において、実習実施者又は監理団体から機構に対し行方不明となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出されている「技能実習」の在留資格をもって在留する外国人を把握した場合は、別記第33号様式により、機構に対し情報提供する。
- (エ) 在留資格「技能実習」に係る在留諸申請の審査において、技能実習の内容が認定計画に相違する（報酬が認定計画と相違する場合（賃金不払）を含む。）疑いがある実習実施者を把握した場合は、別記第34号様式により、機構に対し情報提供する。
- (オ) 在留資格「技能実習」に係る在留諸申請の審査において、入管法第73条の2第

1項各号の規定に該当する行為（以下「不法就労助長行為」という。）に及んだ実習実施者又は監理団体（これらの者になろうとする者も含む。）を把握した場合であって、必要な事実関係の調査を実施した上で、当該行為が認定でき、それが過去5年以内に行われたものである場合には、技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当することから、別記第35号様式により、機構に対し情報提供する。

(カ) 在留資格「技能実習」に係る在留諸申請の審査において、事業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは同法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為（以下「偽変造文書行使等」という。）に及んだ実習実施者又は監理団体（これらの者になろうとする者も含む。）を把握した場合であって、必要な事実関係の調査を実施した上で、当該行為が認定でき、それが過去5年以内に行われたものである場合には、技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当することから、別記第36号様式により、機構に対し情報提供する。

(キ) 在留資格「技能実習」に係る在留諸申請の審査において、本人の申告等により、入管法第2条第7号に規定する人身取引等の被害者である「技能実習」の在留資格をもって在留している外国人を把握した場合は、別記第37号様式により、機構に対し情報提供する。

イ 空海港の出入国審査担当審査部門から通報を受ける情報

その他の審査部門のうち空海港の出入国審査担当審査部門から、入国在留審査要領第6編第3章第1節第3の6の規定に基づき、自己の意思に基づかず強制的に帰国をさせられるとの意思表示を示した「技能実習」の在留資格をもって在留する外国人に係る所定の通報を受けた場合には、別記第38号様式により、機構に対し情報提供する。

ウ その他の審査部門（空海港の出入国審査担当審査部門を含む。）から通報を受ける情報

(ア) その他の審査部門から、在留諸申請の審査手続（前記ア（ウ）を除く。）において、現に「技能実習」の在留資格をもって在留する外国人のうち、実習実施者又は監理団体から機構に対し行方不明となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出されている技能実習生を把握したとの通報を受けた場合には、別記第33号様式により、機構に対し情報提供する。

(イ) その他の審査部門から、在留諸申請の審査手続（前記ア（エ）を除く。）において、技能実習の内容が認定計画に相違する疑いがある実習実施者を把握したとの通報を受けた場合には、別記第34号様式により、機構に対し情報提供する。

(ウ) その他の審査部門から、在留諸申請の審査手続（前記ア（オ）を除く。）において、不法就労助長行為に及んだ実習実施者又は監理団体（これらの者になろうとする者も含む。）を把握したとの通報を受けた場合であって、必要な事実関係の調査

を実施した上で、当該行為が認定でき、それが過去5年以内に行われたものである場合には、技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当することから、別記第35号様式により、機構に対し情報提供する。

(エ) その他の審査部門から、在留諸申請の審査手続（前記ア（カ）を除く。）において、偽変造文書行使等に及んだ実習実施者又は監理団体（これらの者になろうとする者も含む。）を把握したとの通報を受けた場合であって、必要な事実関係の調査を実施した上で、当該行為が認定でき、それが過去5年以内に行われたものである場合には、技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当することから、別記第36号様式により、機構に対し情報提供する。

(オ) その他の審査部門から、本人の申告等により、入管法第2条第7号に規定する人身取引等の被害者である「技能実習」の在留資格をもって在留している外国人を把握したとの通報を受けた場合には、別記第37号様式により、機構に対し情報提供する。

エ 審判部門から通報を受ける情報

(ア) 審判部門から、退去強制手続において、「技能実習」の在留資格をもって在留する外国人（行方不明となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出されている者を除く。）に対し、退去強制事由に該当しない旨の認定、認定に誤りがある旨の判定、理由あり裁決を受けて放免とした場合、口頭審理放棄、口頭審理請求の取下げ、異議申出放棄、異議申出の取下げ、理由なし裁決により退去強制令書の発付をした場合、理由なし裁決となったものの在留特別許可をした場合又は終止したとの通報を受けた場合には、別記第39号様式により、機構に対し情報提供する。

(イ) 審判部門から、退去強制手続において、「技能実習」以外の在留資格を有する外国人又は不法残留となった外国人に対し、理由なし裁決となったものの在留資格「技能実習」を決定して在留特別許可を付与したとの通報を受けた場合には、別記第39号様式により、機構に対し情報提供する。

(ウ) 審判部門から、退去強制手続において、現に「技能実習」の在留資格をもって在留する被退去強制容疑者（行方不明となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出されている者を除く。）に対し、仮放免としたとの通報を受けた場合には、別記第40号様式により、機構に対し情報提供する。

オ 警備部門から通報を受ける情報

(ア) 警備部門から、違反調査及び事実の調査（以下「違反調査等」という。）等において、現に「技能実習」の在留資格をもって在留する外国人のうち、実習実施者又は監理団体から機構に対し行方不明となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出されている技能実習生を把握したとの通報を受けた場合（後記（オ）を除く。）には、別記第33号様式により、機構に対し情報提供する。

(イ) 警備部門から、違反調査等において、技能実習の内容が認定計画に相違する（報酬が認定計画と相違する場合（賃金不払）を含む。）疑いがある実習実施者を把握したとの通報を受けた場合には、別記第34号様式により、機構に対し情報提供する。

(ウ) 警備部門から、違反調査等において、不法就労助長行為に及んだ実習実施者又は

監理団体（これらの者になろうとする者も含む。）を把握したとの通報を受けた場合であって、必要な事実関係の調査を実施した上で、当該行為が認定でき、それが過去5年以内に行われたものである場合には、技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当することから、別記第35号様式により、機構に対し情報提供する。

(エ) 警備部門から、違反調査等において、偽変造文書行使等に及んだ実習実施者又は監理団体（これらの者になろうとする者も含む。）を把握したとの通報を受けた場合であって、必要な事実関係の調査を実施した上で、当該行為が認定でき、それが過去5年以内に行われたものである場合には、技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当することから、別記第36号様式により、機構に対し情報提供する。

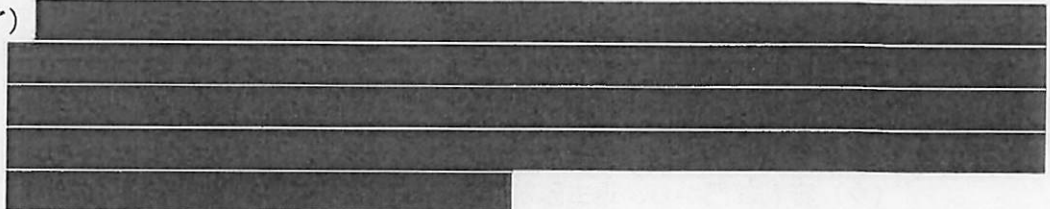
(オ) 警備部門から、違反調査等において、入管法第2条第7号に規定する人身取引等の被害者である「技能実習」の在留資格をもって在留している外国人を把握したとの通報を受けた場合には、別記第37号様式により、機構に対し情報提供する。

(カ) 警備部門から、退去強制手続において、現に「技能実習」の在留資格をもって在留する被退去強制容疑者（行方不明となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出されている者を除く。）を收容令書に基づき收容したとの通報を受けた場合には、別記第40号様式により、機構に対し情報提供する。

(4) 機構から提供を受ける情報及び対応方法

ア 機構に対して実習実施者又は監理団体から技能実習実施困難時届出書が提出され、その事実を確認した場合は、以下の手続を行う。

(ア)



(イ) 困難時届出に技能実習の継続意思がある旨記載されている場合で、新たに技能実習計画認定通知書及び技能実習計画認定申請書(以下「当該認定通知書等」という。)の提出を確認した場合には、当該認定通知書等記録を電子計算記録処理要領集に基づき、従前の技能実習計画が掲載されている在留審査記録への登載手続を行う。

イ 機構から、在留資格「技能実習」の在留期間（入管法第20条第6項又は第21条第4項の規定により、在留期間満了後も引き続き本邦に在留することができる期間を含む。）の満了日を経過している外国人に係る情報の提供を受けた場合には、入国在留審査要領第10編第1章第2節第5の規定に基づき、警備部門に対し、通報を行う。

ウ 機構から、入管法第2条第7号に規定する人身取引等の被害者の疑いがある外国人又は人身取引等の加害行為を行った疑いのある外国人に係る情報の提供を受けた場合には、令和3年3月31日付け入管庁審第639号「人身取引事案に係る措置要領の一部改正について（通達）」に基づき措置を迅速かつ的確に実施する。

エ



オ 機構から、不法就労助長行為に及んだ疑いのある実習実施者又は監理団体（これらの者になろうとする者も含む。）に係る情報の提供を受けた場合には、別記第41号様式により、警備部門に対し、通報を行う。

カ 機構から、不法就労助長行為に及んだ疑いのある実習実施者又は監理団体（これらの者になろうとする者も含む。）に係る情報の提供を受けた場合には、必要な事実関係の調査を実施した上で、当該行為が認定でき、それが過去5年以内に行われたものである場合には、技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当することから、別記第35号様式により、機構に対し当該情報を提供する。

キ 機構から、偽変造文書行使等に及んだ疑いのある実習実施者又は監理団体（これらの者になろうとする者も含む。）に係る情報の提供を受けた場合には、必要な事実関係の調査を実施した上で、当該行為が認定でき、それが過去5年以内に行われたものである場合には、技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当することから、別記第36号様式により、機構に対し当該情報を提供する。

ク 機構から、入管法第24条各号に該当する疑いのある外国人に係る情報の提供を受けた場合（前記イ及びウの場合を除く。）には、別記第42号様式により、警備部門に対し、通報を行う。

- (5) 技能実習法上の出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の認定の概要
前記(3)ア(オ)及び(カ)並びに(4)カ及びキのとおり、機構に対し、不法就労助長行為に及んだ実習実施者若しくは監理団体に係る情報、又は偽変造文書行使等に及んだ実習実施者又は監理団体に係る情報を提供する場合には、以下のとおり、必要な事実関係の調査を実施した上で、地方局限りで過去5年以内に入出国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者に該当するか否かの認定を行う。

ア 不法就労助長行為

(ア) 認定すべき事実

監理団体又は実習実施者において、①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として、①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた事実

(イ) 留意事項

特に不法就労者を雇用している事案にあつては、雇用主に対し、不法就労者を雇用するに際して、当該外国人が就労することが可能である在留資格を有していることを確認していなかった場合や不法就労者であることを認識した上で雇用していた場合など、重大な過失や故意が認められる場合にあつては、不正又は著しく不当な行為に該当し得ることから、雇用主から、不法就労助長行為に及ぶことになった理由についての認識や経緯等について調査する。

なお、雇用主が、偽造の在留カードの提示を受けて、就労することが可能である

在留資格を有していると誤認した場合や、派遣元から派遣労働者の派遣を受ける際に在留資格を有するものである旨、派遣元から説明を受けていた場合など、不法就労助長行為に及ぶこととなった理由に、重大な過失や故意が認められない場合にあつては、不正又は著しく不当な行為に該当しないことに留意する。

イ 偽変造文書行使等

(ア) 認定すべき事実

監理団体又は実習実施者において、事業活動に関し、外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは入管法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行った事実

(イ) 留意事項

前記(ア)の事実を認定する場合にあつては、そのみをもって、不正又は著しく不当な行為に該当し得ることとなるため、正確な事実認定が求められる。

なお、当初から、認定計画に基づいて技能実習を行わせる意思がないにもかかわらず、技能実習生に対し、技能実習計画の認定通知書の写しを提供した場合などは、「外国人に不正に…許可を受けさせる目的」を有しているものと認められることから、申請時において不正な目的があつたことを認定できるように、例えば、認定計画に従わず技能実習生を異なる業務に従事させた始期を含めた経緯、当該提供者の偽変造文書行使等に係る認識等について調査する。

【留意事項】

機構との情報連携における情報提供先は、情報を提供する地方局の所在地を管轄する機構地方事務所となる。